



接続約款変更認可申請書

西設相制第10129号  
平成28年2月10日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 実施期日 | 認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。 |
|------|---------------------------|

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

| 旧  |   |                | 新   |   |     |
|--|---|----------------|---|---|-----|
| 料金表<br>第1表 接続料金<br>第2 網改造料<br>1 適用<br>1-1 網改造料の対象となる機能 |   |                | 料金表<br>第1表 接続料金<br>第2 網改造料<br>1 適用<br>1-1 網改造料の対象となる機能  |   |     |
| 区 分  |   | 備考             | 区 分   |   | 備考  |
| (1)～(38) (略)   | (略)   | (略)            | (1)～(38) (略)  | (略)   | (略) |
| (39) 災害用伝言ダイヤル通話に係る付加機能                                | 特定中継事業者の契約約款等に規定する災害用伝言ダイヤル通話を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能 | 特定中継事業者に適用します。 | (39) 災害用伝言ダイヤル通話に係る付加機能   | 契約約款等に規定する災害用伝言ダイヤル通話を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能 |     |
|  |   |                | 附 則<br>(実施時期)<br>1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。<br>(経過措置)<br>2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している災害時伝言ダイヤル接続機能の提供条件については、なお従前のおりとしします。 |   |     |

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

| 旧   |                                    | 新   |   |
|---|------------------------------------|---|---|
| 第1章 通則<br>(用語の定義)<br>第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。 |                                    | 第1章 通則<br>(用語の定義)<br>第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。 |   |
| 用語  | 意味                                 | 用語  | 意味  |
| (略)   | (略)                                | (略)   | (略)                                       |
| (71) 災害時伝言ダイヤル接続機能  | 特定中継事業者の契約約款に定める災害用伝言ダイヤル通話に接続する機能 | (71) 災害時伝言ダイヤル接続機能  | 当社及び特定端末系事業者の契約約款等に規定する災害用伝言ダイヤル通話に接続する機能 |
| (略)   | (略)                                | (略)   | (略)                                       |
| (略)   |                                    | (略)   |   |

第14節 形態4-6

(網構成)

第66条(略)

(接続方式)

第67条(略)

2(略)

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～ウ(略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

| 情報名    | 方向  | 適用 | 記事  |
|--------|-----|----|---|
| 着番号    | 順方向 | ●  | 1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。<br>番号種別：網特有番号、アドレス情報：171   |
| 発番号    | 順方向 | ●  | 1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。<br>(1) 携帯・自動車電話系、接続型PHS系端末機器発信の場合<br>番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C~K<br>(2) 端末系端末機器発信の場合<br>番号種別：国内番号、アドレス情報：A~J |
| 料金区域情報 | 順方向 | ●  | 1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。<br>情報識別表示：CAコード<br>料金区域情報：CAコード   |
| 契約者番号  | 順方  | —  |   |

第14節 形態4-6

(網構成)

第66条(略)

(接続方式)

第67条(略)

2(略)

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア～ウ(略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

| 情報名    | 方向  | 適用 | 記事  |
|--------|-----|----|---|
| 着番号    | 順方向 | ●  | 1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。<br>番号種別：網特有番号、アドレス情報：171   |
| 発番号    | 順方向 | ●  | 1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。<br>(1) 携帯・自動車電話系、接続型PHS系端末機器発信の場合<br>番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C~K<br>(2) 端末系端末機器発信の場合<br>番号種別：国内番号、アドレス情報：A~J<br>(3) IP電話(050C~K)端末機器発信の場合<br>番号種別：国内番号、アドレス情報：50+C~K |
| 料金区域情報 | 順方向 | ●  | 1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。<br>情報識別表示：CAコード<br>料金区域情報：CAコード   |
| 契約者番号  | 順方  | —  |   |

|             |         |   |   |
|-------------|---------|---|---|
| 事業者情報<br>転送 | 順方<br>向 | ● | 別途協議とします。   |
| 付加ユーザ<br>種別 | 順方<br>向 | ○ | 1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。<br>(1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合<br>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1<br>付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービ<br>ス)、または移動通信(船舶電話サービス)、または<br>移動通信(航空機電話サービス)<br>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2<br>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または<br>移動通信(N/J-TACS)、または<br>移動通信(PDC800MHz)、または<br>移動通信(PDC1.5GHz)、または<br>移動通信(N-STAR 衛星)、または<br>移動通信(cdmaOne800MHz)、また<br>は移動通信(IMT-2000)<br>(2) 接続型 P H S 系端末機器および端末系端末機器発信<br>の場合、本情報は設定されません。 |
| 料金区域情<br>報  | 逆方<br>向 | ● | 1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。<br>情報識別表示：CAコード<br>料金区域情報：CAコード(BOX番号に対応するCA<br>情報)   |
| 課金情報種<br>別  | 逆方<br>向 | — |   |
| 課金情報        | 逆方<br>向 | — |   |
| 課金情報遅<br>延  | 逆方<br>向 | — |   |
| 事業者情報<br>転送 | 逆方<br>向 | ● | 別途協議とします。   |
| 付加ユーザ<br>種別 | 逆方<br>向 | — |   |

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます —：設定されません

|             |         |   |   |
|-------------|---------|---|---|
| 事業者情報<br>転送 | 順方<br>向 | ● | 別途協議とします。   |
| 付加ユーザ<br>種別 | 順方<br>向 | ○ | 1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。<br>(1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合<br>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1<br>付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービ<br>ス)、または移動通信(船舶電話サービス)、または<br>移動通信(航空機電話サービス)<br>付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2<br>付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または<br>移動通信(N/J-TACS)、または<br>移動通信(PDC800MHz)、または<br>移動通信(PDC1.5GHz)、または<br>移動通信(N-STAR 衛星)、または<br>移動通信(cdmaOne800MHz)、また<br>は移動通信(IMT-2000)<br>(2) 接続型 P H S 系端末機器および端末系端末機器発信<br>の場合、本情報は設定されません。 |
| 料金区域情<br>報  | 逆方<br>向 | ● | 1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。<br>情報識別表示：CAコード<br>料金区域情報：CAコード(BOX番号に対応するCA<br>情報)   |
| 課金情報種<br>別  | 逆方<br>向 | — |   |
| 課金情報        | 逆方<br>向 | — |   |
| 課金情報遅<br>延  | 逆方<br>向 | — |   |
| 事業者情報<br>転送 | 逆方<br>向 | ● | 別途協議とします。   |
| 付加ユーザ<br>種別 | 逆方<br>向 | — |   |

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます —：設定されません

オ (略)  
 (3) ~ (4) (略)

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

| 情報名     | 方向  | 適用 | 記事  |
|---------|-----|----|---|
| 着番号     | 順方向 | ●  | 1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。<br>番号種別：網特有番号、アドレス情報：171   |
| 発番号     | 順方向 | ●  | 1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。<br>(1) 携帯・自動車電話系、接続型PHS系端末機器発信の場合<br>番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C~K<br>(2) 端末系端末機器発信の場合<br>番号種別：国内番号、アドレス情報：A~J<br>(3) IP電話(050C~K)端末機器発信の場合<br>番号種別：国内番号、アドレス情報：50+C~K |
| 料金区域情報  | 順方向 | ●  | 1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。<br>情報識別表示：CAコード<br>料金区域情報：CAコード   |
| 事業者情報転送 | 順方向 | ●  | 別途協議とします。   |
| 料金区域情報  | 逆方向 | ●  | 1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。<br>情報識別表示：CAコード<br>料金区域情報：CAコード   |
| 逆方向呼表示  | 逆方向 | ○  | 1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。<br>ACMでは技術的条件集別表4に示すとおりとします。<br>ANMでは、“10”を使用します。   |
| 課金情報種別  | 逆方向 | 二  |   |
| 課金情報    | 逆方向 | 二  |   |
| 事業者情報転送 | 逆方向 | ●  | 別途協議とします。   |

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 二：設定されません  
 オ (略)  
 (3) ~ (4) (略)

第 14 節 形態 6-2

(網構成)

第 84 条 (略)

(接続方式)

第 85 条 (略)

2～4 (略)

5 災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第 5 条 (接続方式) 第 11 項 (1) ア及びイの規定を準用します。

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第 5 条 (接続方式) 第 3 項 (1) の規定を準用します。

(3) 当社網から発信可能な端末回線の種別は、第 1 項 (3) の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC 標準に準拠した No. 7 信号方式を適用します。

イ MTP 仕様は、技術的条件集別表 3 または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。

ウ SCCP 仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ TC 仕様は、技術的条件集別表 13.1 に示すとおりとします。

オ 網特有 ASE 仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報 (各信号に設定されるパラメータを記述します。) は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP (PRIS)

| 情報名       | 適用 |
|-----------|----|
| 発番号       | ●  |
| 発信地域情報    | ●  |
| 着番号       | ●  |
| ユーザサービス情報 | ○  |
| 順方向呼表示    | ●  |
| 発ユーザ種別    | ●  |
| 隣接網形態識別   | ○  |
| 網機能種別     | ○  |
| 付加情報転送    | ●  |

第 14 節 形態 6-2

(網構成)

第 84 条 (略)

(接続方式)

第 85 条 (略)

2～4 (略)

5 削除

|         |   |
|---------|---|
| 付加ユーザ種別 | ○ |
| 第2網機能種別 | ○ |
| 試験呼情報   | ○ |

信号の方向：NSP→当社網（CNET）

| 情報名     | 適用 |
|---------|----|
| 着番号     | ●  |
| 発番号     | ●  |
| 順方向呼表示  | ●  |
| 付加情報転送  | ●  |
| 第2網機能種別 | ○  |

信号の方向：NSP→当社網（QCHG）

| 情報名     | 適用 |
|---------|----|
| 課金形態    | ●  |
| 課金情報    | ○  |
| 料金算定着番号 | ●  |

信号の方向：NSP→当社網（RLSE）

| 情報名        | 適用 |
|------------|----|
| 理由表示       | ●  |
| リダイレクション理由 | ○  |
| 転送先番号      | ○  |
| 網機能種別      | ○  |
| 付加情報転送     | ○  |
| ARE情報      | ○  |
| 局内トランク種別   | ○  |

信号の方向：当社網→NSP（RPEV）

| 情報名     | 適用 |
|---------|----|
| 呼状態     | ●  |
| 理由表示    | ●  |
| 通信時間    | ○  |
| 通信開始時刻  | ○  |
| 通信終了時刻  | ○  |
| 信号局番号   | ●  |
| 課金情報    | ○  |
| 料金算定着番号 | ○  |
| 料金明細情報  | ○  |

信号の方向：NSP→当社網（PLRS）



| 情報名         | 適用 |
|-------------|----|
| 発トランザクションID | ●  |
| 着トランザクションID | ●  |

信号の方向：当社網→NSP（RPRS）

| 情報名         | 適用 |
|-------------|----|
| 着トランザクションID | ●  |
| リソース状態      | ●  |

信号の方向：当社網→NSP（QRST）

| 情報名         | 適用 |
|-------------|----|
| 初期設定表示      | ●  |
| シーケンス       | ○  |
| 着トランザクションID | ○  |

信号の方向：NSP→当社網（RRST）

| 情報名   | 適用 |
|-------|----|
| シーケンス | ○  |

（凡例） ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O6のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（5） 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第1項の分類3の規定を準用します。

（6） 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第1項（6）の規定を準用します。

（7） 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項（7）の規定を準用します。

6～16 （略）

6～16 （略）

|  |  |
|--|--|
| <p>技術的条件集 別表 1 相互接続箇所毎の接続番号</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態 1－1、形態 4－3 及び形態 4－6 での接続番号が 1 7 1 の当社入接続及び形態 <u>6－2</u> での接続番号が 1 7 1 の当社出接続において提供する。</p> <p>ケ～チ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> | <p>技術的条件集 別表 1 相互接続箇所毎の接続番号</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態 1－1、形態 4－3 及び形態 4－6 での接続番号が 1 7 1 の当社入接続及び形態 <u>4－6</u> での接続番号が 1 7 1 の当社出接続において提供する。</p> <p>ケ～チ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> |
|--|--|